

令和二年度第三回（六月）

諫早市農業委員会総会

議事録

# 令和2年度諫早市農業委員会 第3回総会議事録

1 開催日時 令和2年6月26日(金) 開会 午後3時00分～閉会 午後4時30分

2 開催場所 諫早市役所 本館5階 大会議室

3 出席委員 (20人)

会 長	20番	山開博俊			
会長職務代理者	19番	小森俊夫			
農 業 委 員	1番	池田つや子	2番	久保 繁	3番 中尾貞治
	4番	久本純造	5番	立森和富	6番 前田貞松
	7番	末永 進	8番	菅原篤博	9番 長谷川 博
	10番	山口勇満	11番	西村ふじ子	12番 馬場誠治
	13番	増山太大	14番	横田親紀	15番 澤久 進
	16番	西尾正信	17番	池田武弘	18番 野副栄治

4 欠席委員 (0人)

5 付議事件

- 第1号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件
- 第2号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
- 第3号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件
- 第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件
- 第5号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件
- 第6号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件
- 第7号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件
- 第8号 地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件

6 報 告

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件
- 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件
- 第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第5号 農業用施設届出書受理の件
- 第6号 農地改良等届出書受理の件
- 第7号 非農地通知届出書受理の件
- 第8号 農地賃借料情報の件



4番、多良見町元釜の登記地目が山林、課税現況が畑となっている農地2筆38,257㎡について、農用地区域への編入の申出がっております。こちらは、果樹経営支援対策事業に取り組むため、農用地区域への編入の申出があったものです。

5番、高来町水ノ浦の農地、畑1筆853㎡の農用地区域からの除外の申出がっております。申出人は、建設業を経営されており、資材置場及び駐車場として利用すること、除外後は農地法第5条の農地転用申請がなされる予定となっております。

6番、高来町泉の農地、田1筆787㎡の農用地区域からの除外の申出がっております。本件はドラッグストアを建設するためのもので、除外後は農地法第5条の農地転用申請がなされる予定となっております。

7番、小長井町大瀬の農地、畑1筆3,822㎡について、農用地区域への編入の申出がっております。こちらは、果樹経営支援対策事業に取り組むため、農用地区域への編入の申出があったものです。

8番、小長井町田原の農地、畑2筆1,420㎡について、農用地区域への用途区分を農用地から農業用施設用地へ変更する申出がっております。申請地ですが、農産物出荷場及び農業用倉庫に整備されているため追認での変更の申出となっております。農地法の用途変更手続完了後は農地法第4条の農地転用申請がなされる予定となっております。議案第1号については、以上となっております。

議 長 ただいま、1番から3番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から3番の農用地区域からの除外は「やむを得ない」と意見することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から3番の農用地区域からの除外は「やむを得ない」と意見することに決定いたします。

議 長 次に4番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番の農用地区域への編入は「異議がない」と意見することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番の農用地区域への編入は「異議がない」と意見することに決定いたします。

議 長 次に5番と6番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番と6番の農用地区域からの除外は「やむを得ない」と意見することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、5番と6番の農用地区域からの除外は「やむを得ない」と意見することにご異議ありませんか。

い」と意見することに決定いたします。

議 長 次に7番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、7番の農用地区域への編入は「異議がない」と意見することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、7番の農用地区域への編入は「異議がない」と意見することに決定いたします。

議 長 次に8番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、8番の農用地区域の用途変更は「異議がない」と意見することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、8番の農用地区域の用途変更は「異議がない」と意見することに決定いたします。

(議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、小栗地区、土師野尾町の農地5筆、2,029㎡について、農業経営規模拡大を行うため購入する申請です。権利取得後の農地面積は6,550㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。コンバインや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地までの距離は車で約15分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。2番、本野地区、本野町の農地1筆、2,201㎡について、耕作に便利のため購入する申請です。権利取得後の農地面積は7,012㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。管理機や軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に20年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約15分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。3番、本野地区、上大渡野町の農地1筆、433㎡について、耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は4,251㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に51年間従事され、譲受人宅と申請地までは約150mでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。4番、長田地区、猿崎町の農地1筆、1,134㎡を、農業経営規模拡大を行うため購入する申請です。権利取得後の農地面積は5,449㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており

ます。また、農業に20年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分  
ありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われ  
ます。

5番、小長井地区、小長井町井崎の農地1筆、2,221㎡を農業経営規模  
拡大を行うため借り入れる賃貸借の申請です。権利取得後の農地面積  
は6,682㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。耕うん  
機や軽トラック等の機械は所有されております。また、農業に50年  
間従事され、借人宅から申請地までは車で約5分ありますので、機  
械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われ  
ます。

6番、小長井地区、小長井町井崎の農地2筆、1,375㎡を農業経営  
規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積  
は6,471㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラク  
ターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業を  
されています。また、農業に13年間従事され、譲受人宅から申請地  
までは徒歩で約5分ありますので、機械、労働力、技術、通作距離に  
問題は無いと思われ  
ます。

7番、小長井地区、小長井町川内の農地1筆、944㎡を農業経営規模  
拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は7,966  
㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽  
トラック等の機械は所有されております。また、農業に20年間従事さ  
れ、譲受人宅から申請地までは徒歩で約5分ありますので、機械、労  
働力、技術、通作距離に問題は無いと思われ  
ます。以上で説明を終わります。

議 長 議案第2号の説明がありましたので、1番・小栗地区担当の委員さん補足説明を  
委 員 お願いします。

議 員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地に  
議 員 において年間を通し、水稻、カボチャ等を栽培されると見込まれます。権利取得後  
議 員 において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」と  
議 員 のことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号の  
議 員 いずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願  
議 員 いします。

議 長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませ  
議 長 つか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、2番と3番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

議 員 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地  
議 員 において年間を通し、玉ねぎ、馬鈴薯、生姜を栽培されると見込まれます。権利取得  
議 員 後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力す  
議 員 る。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2  
議 員 項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、白菜、玉ねぎ、蕎麦を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 2番と3番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番と3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、4番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、サツマイモ、カボチャ、サトイモを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 4番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、5番から7番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、みかんを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稻、ゴーヤを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

委員 7番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、馬鈴薯、大根、白菜を栽培されると見込まれます。権利取得後

において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 5番から7番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

委員 5番のみかん畑はきれいに管理されていますか。

委員 少し荒れていますけれども、借人の甥が将来的に後を継ぐと聞いています。

委員 改植する予定ですか。

委員 改植すると聞いています。

議長 ほかに何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、5番から7番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、5番から7番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第3号) 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、久山町の畑2筆497㎡について、駐車場及び通路用地とする追認の申請です。農地区分は調整区域、農振白地です。申請地ですが、平成11年頃には既に自宅用の駐車場及び通路として利用しており、顛末書の提出がっております。雨水については申請地内にある既存の水路から道路側溝へ放流し、隣接する農地はありません。本件にかかる追加の資金はありません。議案第3号の説明については、以上となっております。

議長 議案第3号の説明がありましたので、1番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われる。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第4号) 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件」



を説明します。

1番、昭和63年7月27日付長崎県指令63第6161号で許可した件につきまして、計画変更承認申請があったものです。当初の計画では、譲受人が諫早市への転勤を見越して、飯盛町川下の田436㎡の農地を住宅用地とする転用申請でしたが、転勤の予定がなくなり、移住も考えたとのことですが、諸事情により断念し現在まで住宅建築がなされないままとなっております。今回、本所在地において新たに住宅を建築したい方が現れたため、申請人を変更する申請となっております。なお、変更後の転用申請については議案第5号の8番で説明いたします。

2番、平成4年12月22日付長崎県指令4第7104号で許可した件につきまして、計画変更承認申請があったものです。当初の計画では、高来町黒崎の畑427㎡の農地を夫婦共同持分の住宅用地とする転用申請でしたが、許可後に夫が闘病生活に入りました。その後、平成16年に死亡したことから子と同居することとなり、住宅を建築することができなくなりました。今回、本所在地を貸駐車場及び物置用地として利用したい方が現れたため、申請人と転用目的を変更する申請となっております。なお、変更後の転用申請については議案第5号の10番で説明いたします。議案第4号は以上です。

議 長 議案第4号の説明がありました。1番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり計画変更を承認することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり計画変更を承認することに決定いたします。

議 長 次に、2番について、何かご質問はありませんか。  
委 員 事務局にお尋ねします。1番と2番についてですが、昭和63年と平成4年に許可を受け、今まで住宅建築が確認されていないのはなぜですか。

事 務 局 現在は許可後に進捗状況の報告を求めているが、この取扱いは平成21年の農地法改正後からとなっております。それ以前は義務付けられていなかったものです。

議 長 ほかに何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は、申請どおり計画変更を承認することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり計画変更を承認することに決定いたします。

議 長 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、福田町の田7筆4,996㎡に併用地の里道等を含めた合計5,039.

34㎡を保育所用地とする転用申請です。契約は売買及び寄付、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準についてはJR東諫早駅から概ね300m以内の土地にありますので第3種農地に該当します。申請者は社会福祉法人で、既存の保育所の建て替えに伴い、保育所1棟、園庭及び駐車場52台分を整備します。雨水は水路へ、汚水等は合併浄化槽を通じて道路側溝へ放流します。また、造成計画については、盛土を最高2.32m施し、土砂の流出を防ぐため擁壁を設けます。隣接する農地はなく、資金については残高証明書と交付金内示通知書の写しで確認しています。都市計画法第29条第1項に基づく開発許可申請中です。

2番、天満町の畑463㎡に一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、建物は木造2階建ての住宅を建築し、雨水は道路側溝へ、汚水等は合併浄化槽を通じて道路側溝へ放流します。造成計画については、盛土を最高0.5m、切土を最高2.5m施し、申請地内の周辺の一部に土砂の流出を防ぐため擁壁を設けます。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第29条第1項に基づく開発許可申請中です。

3番、小川町の畑4筆842㎡を特定建築条件付土地2区画とする申請です。契約内容は売買。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。建物は木造2階建ての2棟で、雨水は水路へ、汚水等は下水道へ接続します。また、造成計画については、盛土を最高1.52m、切土を最高1.28m施し、土砂の流出を防ぐため申請地の周辺の一部に擁壁を設けます。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明等で確認しています。都市計画法第29条第1項に基づく開発許可申請中です。

4番、久山町の畑337㎡に一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は贈与、農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、現状のまま利用し、建物は木造2階建ての住宅を建築し、雨水は道路側溝へ、汚水等は合併浄化槽を通じて道路側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

5番、課税現況が宅地となっている久山町の畑44㎡を進入路とする転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は贈与、農地の立地基準については第2種農地に該当しております。本申請ですが、4番の住宅への進入路として転用するもので、譲渡人の持分2分の1を所有権移転するものです。雨水は道路側溝へ放流、隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

6番、上大渡野町の畑728㎡に農家住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、建物は木造2階建ての住宅と農業用機械を収納する農業用倉庫を建築します。雨水は道路側溝へ、汚水等は

集落排水へ接続します。造成計画については、盛土を最高1.7m施し、申請地内の周辺一部に土砂の流出を防ぐため擁壁を設けます。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明及び融資証明で確認しています。

7番、森山町田尻の畑413㎡の農地について、居宅1棟を建築する転用申請です。契約内容は使用貸借の永久。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、農地全体の広がりがある第1種農地と見られますが、集落に接続するため、不許可の例外に該当しております。申請地ですが、盛土を0.5m、切土を0.2m実施し、周辺の一部に土留め工事を行い土砂流出の被害がないよういたします。建物は木造平屋建てで、雨水は道路側溝へ、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については融資証明で確認しています。

8番、飯盛町川下の田436㎡の農地について、一般住宅を建築し住宅用地とする申請です。本件は議案第4号の1番に関連するもので、その変更後の転用申請となります。区域区分はその他区域、農振白地です。契約内容は売買。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、造成をせず現状のまま利用し、雨水については道路側溝へ、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明で確認しています。

9番、飯盛町古場の畑263㎡の農地について、隣接する住宅への進入路、動物飼育小屋及び放牧場とする追認の申請です。区域区分はその他区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、譲渡人の父が昭和48年頃に豚舎を建築し、その数年後に豚の搬入搬出や自宅への進入路として整備しました。その後、昭和59年に養豚業を辞め、平成7年に父が亡くなりました。譲渡人本人も福岡へ嫁いでおり、現在まで空き家となっている状況でした。今回、譲受人が隣接する住宅地を購入するにあたり、申請地も進入路、動物飼育小屋及び放牧場と利用するため転用申請したいとのことです。譲受人は市内で介護事業を営んでおり、高齢者と動物を触れ合う機会を作りたいとのことです。雨水については自然流下で道路側溝へ、隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しております。また、農地を許可なく転用していたということで顛末書の提出がっております。

10番、高来町黒崎の畑427㎡の農地について、貸駐車場及び物置用地とする転用申請です。本件は議案第4号の2番に関連するもので、その変更後の転用申請となります。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準について水道、下水道の2管が入っている道路に接しており、かつ500m以内に2つ以上の公共施設がありますので第3種農地に該当します。譲受人は現在福田町において測量設計業を営んでおり、新たに自宅兼事務所として隣地を購入します。そして申請地を本人が勤める測量事務所用の駐車場6台分として貸し出します。また、物置については自己所有の測量用の物品等を保管するために使用します。申請地ですが、造成をせず現状のまま利用し、雨水については道路側溝へ放流しま

す。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。

11番、高来町汲水の畑346㎡の農地について、資材置場用地とする転用申請です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振地域外です。農地区分については第2種農地に該当します。譲受人は高来町内で建設業を営んでおり、同町坂元の土地を資材置場として借用していましたが、事務所近くの本申請地を資材置場として転用し、利便性の向上を図りたいとのことでした。申請地ですが、盛土を0.5m施し、周辺の一部には擁壁を設け土砂流出を防ぎます。雨水については自然流下とし、隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については通帳の写しで確認しています。

12番、高来町下与の田2筆計870㎡の農地を建売分譲住宅用地3区画とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、JR小江駅から300m以内の土地にありますので第3種農地に該当します。申請地ですが、盛土を最高1.4m実施し、周辺に擁壁を設け、東側に法面を設置します。建物については、木造二階建ての住宅を3戸建築します。雨水は水路へ、汚水等は合併浄化槽を通じて水路へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明及び残高証明で確認しています。

13番、小長井町大峰の畑326㎡の農地について、資材置場用地とする転用申請です。契約内容は贈与。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請者は小長井町内で建設業を営んでおり、現在まで資材置場が無く、今回新たに資材用地とするための転用申請です。申請地については現状のまま利用し、雨水については自然流下、隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については、贈与のため土地購入費はなく、また造成の必要がないため費用は発生しません。

14番、小長井町遠竹の畑828㎡の農地と隣地の山林を合わせた計1,102㎡について、太陽光発電施設用地とする転用申請です。パネルは220枚設置し、設置面積は680㎡、売電単価は18.9円となっております。契約内容は賃貸借20年。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地については造成を実施せず現状のまま利用し、雨水については申請地内に浸透及び自然流下で道路側溝へ放流します。道路側溝の使用については管理者である小長井支所産業建設課と協議済みです。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。議案第5号については以上となっております。

議長 議案第5号の説明がありましたので、1番と2番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、適正であると思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 1番と2番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番と2番は許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番と2番は許可することに決定いたします。

議 長 次に、3番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 3番についての説明がありましたが、何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、4番と5番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 4番と5番について、何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番と5番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番と5番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、6番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 6番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 6番について、何かご質問はありませんか。

委 員 譲受人は公務員で農家住宅を建てるとなっていますが、どういうことか説明をお願いします。

事 務 局 譲受人は兼業農家で、議案第2号の3番の譲受人の息子さんになります。一緒に農業をやっており、今回、同居をするということでの申請となっています。

委 員 わかりました。

議 長 ほかに何かご質問はありませんか。

- 議 長 (「なし」と言う者あり)  
ご質問がないようですので、6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 (「異議なし」と言う者あり)  
ご異議がないようですので、6番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、7番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 7番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 7番について、何かご質問はありませんか。
- 委 員 譲受人が埼玉県ですが引っ越して来るということですか。
- 委 員 現在、埼玉県に出向中であり、来年3月に長崎に戻る予定です。こちらに家を建て、仮に長崎県外に転勤となっても単身赴任をするということですか。借人と貸人は親子関係です。
- 事 務 局 借人の奥さんと子供さんは引っ越して来るということで、既に住民票を森山町に移しており、こちらに住むことは確かかと思えます。
- 委 員 はい、わかりました。
- 議 長 ほかに何かご質問はありませんか。
- 議 長 (「なし」と言う者あり)  
ご質問がないようですので、7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 (「異議なし」と言う者あり)  
ご異議がないようですので、7番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、8番と9番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 8番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。
- 9番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 8番と9番について、何かご質問はありませんか。
- 議 長 (「なし」と言う者あり)  
ご質問がないようですので、8番と9番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 (「異議なし」と言う者あり)  
ご異議がないようですので、8番と9番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、10番から12番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 10番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

- 委員 11番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。
- 委員 12番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議長 10番から12番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、10番から12番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長 ご異議がないようですので、10番から12番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議長 次に、13番と14番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委員 13番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。
- 委員 14番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議長 13番と14番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)
- 議長 ご質問がないようですので、13番と14番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 議長 ご異議がないようですので、13番と14番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議長 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題(議案第6号)
- 事務局 議案第6号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説明いたします。
- 1番、小野地区、赤崎町の農地3筆、6,090㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借20年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。
- 2番と3番は借受人が同一の案件です。
- 2番、小野地区、赤崎町の農地2筆、3,376㎡、
- 3番、小野地区、小野島町の農地3筆、8,804㎡、計5筆12,180㎡を農業経営規模拡大を行うため賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。
- 4番、小野地区、赤崎町の農地1筆、2,003㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、麦、大豆を主

体に経営されています。

5番、小野地区、小野島町、川内町の農地4筆、15,897㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借3年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

6番、有喜地区、早見町の農地2筆、4,138㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

7番、有喜地区、早見町の農地4筆、3,679㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

8番、長田地区、正久寺町の農地1筆、3,557㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、馬鈴薯の生産を主体に経営されています。

9番、多良見地区、多良見町舟津の農地1筆、793㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、みかんの生産を主体に経営されています。

10番と11番は借受人が同一の案件です。

10番、森山地区、森山町杉谷の農地6筆、6,083.76㎡、

11番、森山地区、森山町杉谷の農地4筆、1,170.53㎡、計10筆7,254.29㎡を農業経営規模拡大を行うため賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

12番、森山地区、森山町下井牟田の農地2筆、2,990㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

13番、飯盛地区、飯盛町中山の農地2筆、964㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営されています。

14番と15番は借受人が同一の案件です。

14番、飯盛地区、飯盛町中山の農地1筆、2,438㎡、

15番、飯盛地区、飯盛町中山の農地1筆、830㎡、計2筆3,268㎡を農業経営規模拡大を行うため14番を賃貸借3年で、15番を賃貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

16番、飯盛地区、飯盛町開の農地1筆、775㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、馬鈴薯の生産を主体に経営されています。

17番、飯盛地区、飯盛町上原の農地2筆、1,798㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、馬鈴薯の生産を主体に経営されています。

18番、長田地区、中田町の農地1筆、594㎡を、農業経営規模拡大を行うた



め、購入する申出です。申出人は、水稻、玉ねぎの生産を主体に経営されています。

19番、多良見地区、多良見町佐瀬の農地1筆、597㎡を、耕作に便利のため、購入する申出です。申出人は、みかんの生産を主体に経営されています。

以上、1番から19番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上で説明を終わります。

議 長 議案第6号の説明がありました。1番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申出どおり許可することに決定いたします。  
議 長 次の2番と3番は、11番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、11番委員の退席を求めます。

(11番委員退席)

議 長 議案第6号の2番と3番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番と3番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番と3番は、申出どおり許可することに決定いたします。  
11番委員の入場を求めます。

(11番委員・入場→着席)

議 長 次に、4番から19番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番から19番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番から19番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第6,7号) 続きまして、関連がありますので、議案第6号の20番から59番、議案第7号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号の20番、小野地区、宗方町の農地5筆、5,199㎡、  
議案第6号の21番、小野地区、宗方町の農地1筆、1,095㎡、  
計6,294㎡を、議案第7号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります

議案第6号の22番、多良見地区、多良見町舟津の農地2筆、1,005㎡、  
議案第6号の23番、多良見地区、多良見町舟津の農地3筆、2,000㎡、  
計3,005㎡を、議案第7号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農  
用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、みかん、水稻の生産を主体に経営  
されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の24番、森山地区、森山町慶師野の農地3筆、1,843㎡、  
議案第6号の25番、森山地区、森山町本村の農地1筆、967㎡、  
議案第6号の26番、森山地区、森山町本村の農地5筆、7,933㎡、  
計10,743㎡を、議案第7号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農  
用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ミニトマトの生産を主体  
に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理上の活用  
と農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の27番、森山地区、森山町本村、森山町田尻の農地3筆、  
4,478.79㎡を、議案第7号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する  
農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営され  
ており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

同じく議案第6号の27番、森山地区、森山町本村、森山町田尻の農地3筆、  
4,116.94㎡を、議案第7号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する  
農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体  
に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋  
がります。

同じく議案第6号の27番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、499㎡を、議  
案第7号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。  
権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されており、今回、  
権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の28番、森山地区、森山町本村の農地9筆、10,989㎡を、議  
案第7号の7番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。  
権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定  
を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第6号の29番、森山地区、森山町本村、森山町田尻の農地9筆、  
8,236㎡を、議案第7号の8番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地  
利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、  
今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第6号の30番、森山地区、森山町本村、森山町田尻の農地15筆、  
16,367㎡を、議案第7号の9番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用  
地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されてお  
り、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第6号の31番、森山地区、森山町本村の農地6筆、2,376㎡を、議案

第7号の10番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ミニトマトの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の32番、森山地区、森山町本村の農地1筆、241㎡を、議案第7号の10番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ミニトマトの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

同じく議案第6号の32番、森山地区、森山町本村の農地2筆、1,979㎡を、議案第7号の11番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、ミニトマトの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第6号の33番、森山地区、森山町本村の農地1筆、1,180㎡、

議案第6号の34番、森山地区、森山町本村の農地1筆、1,898㎡を、議案第7号の11番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、ミニトマトの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の35番、森山地区、森山町本村の農地8筆、6,982.79㎡、

議案第6号の36番、森山地区、森山町本村の農地2筆、1,116㎡、

議案第6号の37番、森山地区、森山町本村の農地1筆、618㎡、

議案第6号の38番、森山地区、森山町本村の農地1筆、469㎡、

議案第6号の39番、森山地区、森山町本村の農地1筆、418㎡、

議案第6号の40番、森山地区、森山町本村の農地4筆、5,467㎡、

計15,070.79㎡を、議案第7号の12番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大と農地中間管理事業の活用に繋がります。

同じく議案第6号の40番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、939㎡を、議案第7号の13番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の41番、森山地区、森山町本村の農地1筆、804㎡を、議案第7号の12番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

同じく議案第6号の41番、森山地区、森山町本村の農地3筆、1,799㎡を、議案第7号の14番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の42番、森山地区、森山町本村の農地8筆、6,203㎡、  
議案第6号の43番、森山地区、森山町本村の農地2筆、1,034㎡、  
議案第6号の44番、森山地区、森山町本村の農地2筆、1,560㎡、  
議案第6号の45番、森山地区、森山町本村の農地1筆、1,768㎡、  
計10,565㎡を、議案第7号の14番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の46番、森山地区、森山町本村の農地6筆、9,711㎡を、議案第7号の15番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と繋がります。

議案第6号の47番、森山地区、森山町本村の農地7筆、6,915㎡を、議案第7号の16番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と繋がります。

議案第6号の48番、森山地区、森山町本村の農地6筆、6,507㎡、  
議案第6号の49番、森山地区、森山町本村、森山町田尻の農地2筆、  
2,017.82㎡、

議案第6号の50番、森山地区、森山町田尻の農地1筆946.79㎡  
計9,471.61㎡を、議案第7号の17番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の51番、森山地区、森山町本村、森山町田尻の農地2筆、  
5,391㎡を、議案第7号の18番に貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の52番、森山地区、森山町本村の農地1筆、1,054㎡を議案第7号の19番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、蕎麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

同じく議案第6号の52番、森山地区、森山町下井牟田の農地4筆、  
4,043㎡を、議案第7号の20番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、蕎麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の53番、森山地区、森山町本村、森山町田尻の農地3筆、  
4,413.47㎡、

議案第6号の54番、森山地区、森山町田尻の農地2筆、1,913㎡計6,326.47㎡を、議案第7号の21番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の55番、飯盛地区、飯盛町中山の農地1筆、694㎡を、議案第7号の22番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第6号の56番、高来地区、高来町山道の農地2筆、1,138㎡、  
議案第6号の57番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、852㎡、  
議案第6号の58番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、2,102㎡、  
計4,092㎡を、議案第7号の23番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、レタス、ブロッコリーの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の59番、小長井地区、小長井町大峰の農地2筆、2,518㎡を、議案第7号の24番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、菊の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

以上 第6号議案の20番から59番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第7号議案の1番から24番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で説明を終わります。

議長 議案第6号の20番から58番、また、議案第7号の1番から23番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第6号の20番から58番を許可し、議案第7号の1番から23番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第6号の20番から58番を許可し、議案第7号の1番から23番を「意見なし」とすることに決定いたします。

議長 次の議案第6号の59番及び議案第7号の24番は、18番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、18番委員の退席を求めます。

(18番委員退席)

議長 議案第6号の59番、また、議案第7号の24番について、何かご質問はありませんか。

- 議 長 (「なし」と言う者あり)  
ご質問がないようですので、議案第6号の59番を許可し、議案第7号の24番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。
- 議 長 (「異議なし」と言う者あり)  
ご異議がないようですので、議案第6号の59番を許可し、議案第7号の24番を「意見なし」とすることに決定いたします。  
18番委員の入場を求めます。  
(18番委員・入場→着席)
- 議 長 次に、議案第8号「地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」を  
(議案第8号) 議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 1番、西小路町で新たに立会いが終了した土地のうち3筆が農地から山林へ、1筆が非農地から農地へ地目変更が予定されています。  
2番、小船越町で現況が雑種地で、国調後も登記地目が農地のままである3筆について、3月の総会において農地としては不適切である旨の意見を回答しましたが、その筆について、雑種地への地目変更が予定されています。以上で説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 議 長 議案第8号の説明がありました。何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、地籍調査事業による農地地目の変更について、「異議がない」と意見することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、地籍調査事業による農地地目の変更について、「異議がない」と意見することに決定いたします。
- (報 告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。
- 事 務 局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。  
諫早地区から1件、有喜地区から1件、長田地区から4件、小長井地区から1件、合計7件出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。  
報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。  
長田地区から1件、森山地区から6件、高来地区から1件、合計8件の通知が出ています。解約理由としましては、長田区の1件は耕作者を変更するため、森山地区の6件は中間管理機構に貸し付けるため、高来地区の1件は都合により耕作できなくなったためとなっております。  
報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。  
1番、原口町の畑59㎡を住宅用地にする届出です。  
報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきまして

ご報告いたします。

1 番、船越町の畑 3 9 m<sup>2</sup>を住宅用地にする贈与の届出です。

2 番、仲沖町の田 3 筆、計 9 8 7 m<sup>2</sup>を分譲住宅用地にする売買の届出です。

3 番、仲沖町の田 3 筆、1, 2 1 3 m<sup>2</sup>を資材置場用地にする売買の届出です。

4 番、久山町の田 9 8 0 m<sup>2</sup>を駐車場用地にする賃貸借の届出です。

5 番、真崎町の畑 6 5 m<sup>2</sup>を通路用地にする贈与の届出です。

報告第 5 号「農業用施設届出書受理の件」について報告します。

1 番、栄田町の畑 7 6 0 m<sup>2</sup>のうち 6. 9 m<sup>2</sup>に農業用倉庫を設置する届出です。

2 番、早見町の畑 1, 5 8 4 m<sup>2</sup>のうち 2 7. 5 m<sup>2</sup>に耕作用道路を設置する届出です。

3 番、早見町の畑 4 8 1 m<sup>2</sup>のうち 1 0 m<sup>2</sup>に耕作用道路を設置する届出です。

4 番、高来町上与の畑 1, 2 5 8 m<sup>2</sup>のうち 1 6 0 m<sup>2</sup>に耕作用道路及び農業用倉庫を設置する届出です。

5 番、小長井町大峰の畑 3 5 7 m<sup>2</sup>のうち 1 2 2 m<sup>2</sup>に農業用倉庫を設置する届出です。

報告第 6 号「農地改良等届出書受理の件」について報告します。

1 番、多良見町中里の田 4 3 9 m<sup>2</sup>について、田畑転換する届出です。農地内に段差があり農作業が不安定なため、田畑転換を行い生産性を高めるものとなっております。工事後は玉ねぎ等の野菜類を作付する計画となっております。

2 番、森山町下井牟田の田 9 2 3 m<sup>2</sup>について、田畑転換する届出です。周囲が宅地で、稲作用の水が確保できないため、田畑転換を行い生産性を高めるものとなっております。工事後はトマト・カボチャ・ナス等を作付する計画となっております。

3 番、高来町水ノ浦の畑 1, 2 5 1 m<sup>2</sup>について、畑地嵩上する届出です。畑の勾配が急で土が流出してしまうので、勾配をゆるくするため、畑地嵩上を行うものとなっております。工事後はジャガイモ等の野菜類を作付する計画となっております。

報告第 7 号「非農地通知申出書受理の件」について報告します。

有喜地区から 1 件、多良見地区から 1 件、合計 2 件の申出を受理いたしました。全て、山林・原野化しており、農振白地です。

報告第 8 号「農地賃借料情報の件」について報告します。

令和元年度に締結された農業経営基盤強化促進法による利用権設定及び農地法第 3 条による賃借権設定について表のとおり集計しましたので本総会で報告し、農業委員会ホームページを更新いたします。

1 番が田、2 番が畑で、地域ごとに締結件数と賃借料の平均額、最高額、最低額を掲載しております。米による物納については、6 0 キロを 1 2, 0 0 0 円として算出しております。中央干拓、小江干拓は賃借料が定額であるため、調査対象から除いております。以上で報告を終わります。

議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議 長 以上をもちまして、本日提出されました案件は全て終了いたしました。  
お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議 長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第 1 号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件	8 件。
議案第 2 号	農地法第 3 条許可	7 件。
議案第 3 号	農地法第 4 条許可	1 件。
議案第 4 号	農地法第 5 条許可後の計画変更の承認	2 件。
議案第 5 号	農地法第 5 条許可	14 件。
議案第 6 号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	59 件。
議案第 7 号	農地中間理事業に係る農用地利用配分計画	24 件。
議案第 8 号	地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取	1 件。

以上、審議件数は、全部で 116 件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

議 事 務 局 (事務連絡)

議 長 ありがとうございます。それでは、これをもちまして、令和 2 年度諫早市農業委員会第 3 回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議 長 \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名人 \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名人 \_\_\_\_\_ (印)